

これから店舗を建てる方

すでに店舗をお持ちの方

① 都市計画課に事前に計画の段階でご相談下さい。

② ユニバーサルデザインチェックリストを参考に具体的な建築計画を検討

③ 都市計画法関連手続き  
土地に応じて区画整理法76条、都市計画法58条の届出が必要です。  
(まちなか地区については都市計画法58条の届出と同時にユニバーサルデザインチェックリストの提出もお願いします。)

④ 建築確認申請

⑤ 着工・完成  
完了検査申請

⑥ 事業者がユニバーサルデザインチェックリストで店舗をセルフチェック。  
市に申請書とチェックリストを提出して下さい。

⑦ 市が必須項目のすべてが満たされているか店舗を確認します。

⑧ 認証

⑨ 認証書発行、市ホームページで公表します。

市ではユニバーサルデザイン推進関係制度を設けております。